

第11章 都市整備部

[都市整備部]

1. 都市計画

(1) 都市計画のあゆみ

ア 秋田市総合都市計画の策定

都市計画法に基づくまちづくりとしては、昭和2年、旧都市計画法適用都市としての指定を受け、昭和5年に都市計画区域12,970haを指定したことに始まる。

しかし、戦前の都市計画事業は、土崎～秋田～新屋を結ぶ幹線道路（通称：新国道）などの整備や、局部的な下水道事業、工業団地の造成を目的とする区画整理事業等にすぎなかった。

その後、土崎の一部を除き、大きな戦禍を被ることもなく終戦を迎えたが、社会的なしくみが大きく変わりゆくなかで、新しい時代にふさわしいまちづくりの総合的な指針が必要とされることとなった。

このため、昭和27年、総合都市計画基礎調査実施対象都市として国の指定を受け、昭和32年には「秋田市総合都市計画」を策定。この計画は先進的な取り組みとして全国的にも高い評価を得、なかでも一団地の官公庁施設、公園配置計画等は、モデル都市計画として海外にまで紹介された。その後も、40年、56年、平成3年、平成13年と、概ね10年ごとに見直しを行い、平成23年3月、都市計画法に基づく都市計画マスタープランとして、第6次秋田市総合都市計画を策定した。

イ 土地利用の規制・誘導

法定都市計画についても、上記の計画を基本に決定・変更を加えるものとしており、昭和45年の新都市計画法施行を受けて、昭和46年に秋田市と周辺3町で構成される秋田都市計画区域37,758ha（うち秋田市30,900ha）および市街化区域6,310ha、市街化調整区域24,590haを定めるとともに、48年には8種類からなる用途地域を指定。現在の法定都市計画の骨格が築かれた。

なお、用途地域については、平成4年の都市計画法および建築基準法の改正を受けて平成8年4月2日、秋田都市計画の区域の全面的な指定替え（8種類から12種類）を行った。

その後、平成17年1月には1市2町の合併により新たに河辺都市計画区域（区域区分なし）10,450haが市域に加わり、2つの都市計画区域を有することとなった。

これを受け、平成22年度に策定した第6次秋田市総合都市計画において、本市が目指す地域拠点を核に既存の都市機能の活用・連携を強化した集約型都市構造の実現を図るため、同一の土地利用規制のもとで適切に誘導するとした方針により、河辺都市計画区域を秋田都市計画区域と統合して、引き続き区域区分制度による規制誘導を行うこととした。

現在の都市計画区域は、行政区域の約46%にあたる41,437haを指定し、うち7,586haを市街化区域、33,851haを市街化調整区域として開発誘導を行っている。

ウ 市街地の整備

戦後、旧都市計画法時代には、昭和36年の秋田国体をはずみとして、一団地の官公庁施設の整備、駅前、城南、川尻、駅東地区の土地区画整理事業、手形陸橋、臨海バイパス（国道7号）の整備などが進められ、現在の都市部が形成された。

また、新都市計画法が施行された昭和45年には、八橋終末処理場が完成し、下水道事業が本格化。さらに48年には「公園都市秋田市をつくる条例」が、49年には「秋田市宅地造成事業指導協議要綱」が制定され、公園整備や都市緑化など、身近な生活環境の整備にも力が注がれるようになった。

50年代に入ってから、秋操地区土地区画整理事業、秋田駅前市街地再開発事業、秋田新都市開発事業（御所野ニュータウン）等の新しい事業に着手したほか、街路事業の積極的な推進が図られてきた。

平成に入ってから、秋田自動車道や秋田新幹線、秋田中央道路など広域交通体系が整備されたほか、秋田駅東第三地区、西北地区、拠点地区（H18完了）の土地区画整理事業に着手し秋田駅周辺のリニューアルを図るとともに、中通一丁目地区市街地再開発事業の完成等により中心市街地の活性化を推進してい

るところである。

(2) 第6次秋田市総合都市計画の概要

- ア 策定年度 平成23年3月
- イ 目標年次 平成42年
- ウ 目的・位置づけ

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針等を示すまちづくりの長期的、総合的な指針である。

エ 「目指すべき都市の姿」と5つのまちづくりの目標

目指すべき都市の姿「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」

5つのまちづくりの目標

- 旧3市町が一体となった都市構造の形成
- コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成
- 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
- 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり
- 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

(3) 都市計画決定状況

ア 都市計画区域

指定年月日	行政区域		都市計画区域		市街化 区域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	備考
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	*人口 (人)			
平成26・7・1 秋田都市計画区域	90,607	306,265	41,437	301,122	7,586	33,851	

*人口は、令和2年3月31日現在の数値を以下により算定

・都市計画区域人口 306,265人×H27国勢調査時の秋田都市計画区域内人口割合 =301,122人

イ 地域地区

(ア) 用途地域

決定年月日	第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域
平成31・2・1 告示	2,106 (27.8)	13 (0.2)	717 (9.5)	488 (6.4)	1,489 (19.6)	91 (1.2)

準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
5.8 (0.1)	355 (4.7)	390 (5.1)	828 (10.9)	250 (3.3)	852 (11.2)	7,586 (100.0)

- (イ) 防火地域 16.8ha (中央街区)
- (ウ) 準防火地域 1,609ha
- (エ) 特別用途地区 828ha
- (オ) 高度利用地区 6.2ha (秋田駅前、中通一丁目)
- (カ) 臨港地区 663ha (秋田港)
- (キ) 風致地区 1,664.5ha (城跡ほか8地区)

ウ 都市施設

- (ア) 道路 88路線 276.325km
- (イ) 公園・緑地・広場 263カ所 2,121.88ha
- (ウ) 下水道
秋田市公共下水道 (秋田地域) 排水区域 7,384ha

- | | | |
|----------------|------|-------|
| 秋田市公共下水道（河辺地域） | 排水区域 | 239ha |
| 秋田市公共下水道（雄和地域） | 排水区域 | 228ha |
- (エ) 河川 9,400m（雄物川）
- (オ) その他 一団地の官公庁施設（1）、汚物処理場（1）、ごみ処理場（1）、学校（6）、市場（1）、火葬場（1）、駐輪場（1）、と畜場（1）
- エ 市街地開発事業
- | | | |
|--------------|------|-----------|
| (ア) 土地区画整理事業 | 15地区 | 1,146.5ha |
| (イ) 市街地再開発事業 | 2地区 | 6.0ha |
- オ 地区計画 20地区 412.5ha
- (4) 秋田市立地適正化計画の概要
- ア 策定年度 平成30年3月
- イ 目標年次 2040年
- ウ 目的・位置付け
- 都市再生特別措置法に基づく居住および都市機能の立地の適正化を図るための計画であり、本市では、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるもの。
- エ 計画の目標
- 目標1 高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現
- 目標2 子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現
- 目標3 集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都「あきた」の新たな都市型生活の実現
- オ 誘導区域
- | | |
|--------------|---------|
| (ア) 居住誘導区域 | 3,009ha |
| (イ) 都市機能誘導区域 | 630ha |

2. 景観の創造および保全

(1) 景観形成のための制度の流れ

昭和61年4月、自然景観と調和のとれた都市景観形成を推進するため「公園都市秋田市をつくる条例」に都市景観の整備に関する事項を追加した。

昭和63年5月、全国19都市とともに「都市景観モデル都市」に指定されたことを受けて、秋田市の景観の現状と今後の課題、目標、方針を内容とする「秋田市都市景観形成指針」を平成元年に策定した。

平成6年3月、魅力ある街なみを創り出すため、都市景観形成についての検討が行われ、都市景観形成推進委員会から「みんなの愛する美しいあきたをめざしての提言書」が提言された。

平成7年3月、市民が親しみと愛着をもてる、また訪れる人々に誇れる、美しい風格のある都市景観の形成を図るための実行計画として、「都市景観整備プログラム」を策定した。

平成14年7月、目指すべき都市の姿の実現と、市民主体のまちづくりを支える仕組みとして、新しいまちづくりの制度体系をつくり、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」、「秋田市都市景観条例」を公布し、平成15年3月に「秋田市都市景観形成に関する基本方針」を定めた。

平成15年4月、「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度を開始した。

平成21年3月、景観法に基づき「秋田市景観計画」を策定した。

平成21年10月、景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を

全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた。

(2) 景観形成のための施策

市民の景観に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年度から「市民が選ぶ都市景観賞」、昭和58年度から道路愛護推進事業により「市民に親しまれる道路愛称」を募集し、決定してきた。

また、平成3年度から景観に関するデザインコンテストなどの「景観イベント」を実施している。

- 市民が選ぶ都市景観賞 98施設（内景観活動賞1）（昭和57年度から平成21年度）
- 市民に親しまれる道路愛称 34件（昭和58年度から令和元年度）

平成21年3月には、市民や事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力ある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく秋田市景観計画を策定した。

- 秋田市景観計画に関するこれまでの主な取組

19年度 本市の景観資源を発掘するため、市内7地域で「景観ミーティング」を開催

20年度 「景観に関するアンケート調査」を実施

景観ミーティングの結果を基に「秋田市景観マップ2008」を作成

21年度 景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた

これまでの「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度から景観法に基づく届出制度へ移行（11月から）

22年度 地域の景観まちづくり活動を自主的かつ継続的に行う1団体に対し、「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

23年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

地域の景観まちづくりに関する自主的な活動を行う1団体を「景観まちづくり団体」に登録

歴史的建造物や樹木等を地域の貴重な景観資源と位置づけ、保存していくための修理や修景等に対して補助する「景観重要建造物等保存事業費補助金」制度により、2件の歴史的建造物の修理に対し補助金を交付

24年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1団体を「景観まちづくり団体」に登録

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

25年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

26年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

27年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

28年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

29年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

元年度 1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

(3) 地区計画

通町ほか19地区の地区計画は、地区の特性を考慮し、周辺環境との調和を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、建蔽率、容積率、壁面の位置および建築物の高さ、建築物の意匠、垣さくの構造、屋外広告物などの規制・誘導を行い、良好なまちづくりの創出維持に努めている。

(4) 屋外広告物関連事業

良好な景観形成を図るため、屋外広告物の適正な維持管理、表示への規制・誘導や景観阻害要因となる違法広告物の防止策を行い、周辺景観との調和に努めている。

平成17年7月から、屋外広告業の登録制度を行い、平成30年4月から、屋外広告物の安全点検を義務化している。

3. 市街地の開発整備

(1) 宅地開発の指導

宅地開発については、開発許可制度および秋田市宅地開発に関する条例等に基づく指導により、開発事業者の協力を得て、公共施設等の計画的な整備を促進し、良好な住環境の整備に努めている。

また、開発許可の対象とならない小規模な宅地開発についても、建築基準法の道路位置指定制度に基づいた指導等により良好な宅地水準を確保している。

(2) 土地区画整理事業

令和2年度は、秋田駅東第三地区（公共団体区画整理補助事業約45.5ha）は、区画道路10路線（延長790m）の築造工事および本工事に係る建物22戸の移転補償等を行う。

秋田駅西北地区（公共団体区画整理補助事業約5.8ha）は、都市計画道路1路線の築造工事等を行う。

土地区画整理事業施行一覧表

（令和2年4月1日現在）

地区名	事業主体	施行期間	施行面積 (ha)	減歩率			総事業費 (百万円)
				公共 (%)	保留地 (%)	合算 (%)	
秋田駅東第三	市	H5～R12	45.47	25.01	—	20.43	48,300
秋田駅西北	市	H6～R10	5.78	36.89	—	22.05	14,900

施行期間は清算期間5カ年を含まない

土地区画整理事業完了分

（令和2年4月1日現在）

事業主体	箇所	施行面積 (ha)
市	13	664.60
組合	9	168.42
個人	49	551.28
共同	5	36.96
県	3	30.45
合計	79	1,451.71

(3) 市街地再開発事業

ア 秋田駅前地区

昭和49年に都市計画決定を行い、事業の推進に努めてきている。

施行地区3.1haのうち、合意形成された部分から順次事業を進め、昭和55年11月には南地区（本工区、駐車場工区）、同59年4月には中央地区と広場が、それぞれオープンした。

イ 中通一丁目地区

平成12年に都市計画決定を行い、施行区域のうち1.7haについて事業に着手、平成24年7月に「エリアなかいち」としてオープンした。

(4) 中心市街地活性化の推進

第1期中心市街地活性化基本計画（平成20年7月～平成26年6月）では、歩行者・自転車通行量が増加するなど、にぎわいの創出には一定の効果があったものの、その効果は限定的なものであったことから、第2期中心市街地活性化基本計画（平成29年3月内閣総理大臣認定）に基づき、中心市街地の更なる活性化に向けた取組を推進している。

4. 住環境の整備

(1) 建築確認申請の状況

令和元年度の建築確認件数（指定確認検査機関含む）は、1,741件であり、その内専用住宅に係る件数は1,395件と約80%を占めている。

専用住宅確認件数

単位：件

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
新 築	1,225	1,281	1,256	1,196	1,335	1,255
改 築	0	0	3	1	1	2
増 築	168	171	179	139	133	138
計	1,393	1,452	1,438	1,336	1,469	1,395

(2) 秋田市住生活基本計画の推進

市民の住生活の安定確保および住環境向上の促進に関する施策の推進を目的とする秋田市住生活基本計画と秋田市営住宅等長寿化計画が、令和2年度で計画期間が終了することから、住生活を取り巻く社会情勢の変化に対応した2期目の両計画の策定を行う。

また、住環境整備の支援に関すること、住宅の耐震診断・改修に関すること等について、ホームページへの掲載やホームページにアクセスできない市民に対して、パンフレットにより情報の提供を行うなど普及啓発に努めるほか、空き家の利活用推進を図るため、民間不動産取引業団体等と連携した空き家所有者等に対する相談会を実施する。

第2期秋田市住生活基本計画等策定経費 12,007千円

住生活基本計画推進経費 194千円

(3) 既存住宅リフォームへの助成

市民の居住環境の向上および建設業をはじめとする関連業者への経済波及効果を図ることを目的として、住宅の増改築やリフォームに対して助成を行っている。

住宅リフォーム支援事業補助金 80,000千円

(4) 空き家利活用による定住への助成

空き家利活用による定住促進を目的に、空き家バンクに登録された空き家又は不動産関係団体加盟事業者が取扱う物件を購入又は賃借して、市外から移住し、定住する方等（秋田市中心市街地活性化基本計画区域内および秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内の登録物件は市民も利用可）へ改修費用等の一部を助成している。

空き家定住推進事業補助金 12,500千円

(5) 多世帯同居・近居による定住への助成

子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりを目的に、多世帯家族が同居又は家族が所有し、居住している住宅のそばに市外から近居する場合に住宅改修費用等の一部を助成している。

多世帯同居・近居推進事業補助金 48,000千円

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転等を行う者に対し、必要な助成を行うことにより、がけ地近接等危険住宅の移転を促進し、住民の災害防止と生命の安全を確保する。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 5,185千円

5. 公的住宅の整備

(1) 公的住宅の建設

公的住宅の建設については、居住水準の向上、団地敷地の有効活用を図るため、老朽化した既存住宅の建て替えを中心に行っている。

平成27年度から、老朽化が著しい高梨台市営住宅の建て替えを行い、平成29年度までに60戸の共用を開始している。さらに平成30年度は集会所や駐車場などの共同施設の整備を行った。

[市営住宅管理戸数] (令和2年4月1日現在)

単位：戸

種別 建設年度	木造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
S29～H元				160	226	304	634		1,324
H2		8			23		54		85
3					20	25	37		82
4	10					25	37		72
5		4			21	25	37		87
6					38	43		23	104
7							64		64
8						29	32		61
9					24				24
10					24				24
11		7							7
12					18				18
14					30				30
16						42			42
20						76		54	130
21							58	72	130
27	8	10							18
28	8	10							18
29	4	20							24
計	30	59	0	160	424	569	953	149	2,344

(2) 既存市営住宅の改修

既存市営住宅の居住性の向上・安全性の確保や長寿命化を図るため、旭南市営住宅の外壁改修工事および高清水市営住宅の屋上防水改修工事を行う。

既設市営住宅改修経費 273,521千円

(3) 特定公共賃貸住宅等

中堅所得者のファミリーや単身者向けの住宅として特定公共賃貸住宅等を管理している。

単位：戸

種別 建設年度	木造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
元		2							2
2		6							6
3		4					24		28
6	4								4
計	4	12					24		40

6. 交通政策

平成28年度に策定した「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現に向けた取り組みを進めている。

(1) 地方バス路線維持対策事業

市中心部の路線バスを運行する事業者に対し補助金を交付し、路線の維持・確保を図っている。

(2) バス交通総合改善事業

市郊外部における路線バスの廃止代替交通として、下浜・浜田・豊岩地区において秋田市マイタウン・バス西部線、金足・下新城・上新城・外旭川笹岡地区において北部線、雄和・河辺地域において南部線、上北手・太平木曾石地区において東部線、下北手地区において下北手線を運行し、市民の移動手段の確保を図っている。

また、各地域において運行協議会を開催し、マイタウン・バスの利便性の向上や効率的な運行について協議を行っている。

(3) 中心市街地循環バス運行事業

秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを波及させることを目的に、中心市街地循環バスを運行している。

(4) 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業

鉄道とバスの連携による公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、令和3年3月末の開業を目指し、泉・外旭川新駅（仮称）等の整備を進めている。

(5) 交通系 I C カード導入推進事業

公共交通利用者の利便性向上やバス事業者による効果的な運行を図るため、バス事業者が行う交通系 I C カード導入に対し支援を進めている。

7. 交通安全対策等

平成28年度に策定した「第10次秋田市交通安全計画」に基づき、交通安全知識の普及に努めるほか、交通安全施設の整備・充実を促進し、歩行者・自転車利用者の安全を図っている。

(1) 交通安全意識の高揚

子どもと高齢者等の交通安全意識の高揚を図るため交通安全指導員2人を配置し、各種交通安全教室を開催している。また、「交通指導隊」への支援を行い、市民総ぐるみの交通安全運動の推進を図っている。

ア 交通安全教室開催（令和元年度）

幼 児 — 248回・17,309人 その他（未就園児等） — 59回・2,581人

高齢者等 — 53回・3,585人

イ 交通指導隊（秋田中央地区、秋田臨港地区、秋田東地区） 45人（令和2年4月1日現在）

（ア）活動実績 街頭立哨等 1人年間 115回

(2) 令和元年中（1月～12月）の市内における交通事故発生件数

件数 668件 死者 7人 負傷者 796人

(3) 放置自転車等対策

「秋田市自転車等の放置防止に関する条例」により秋田駅周辺を自転車等の放置禁止区域、放置規制区域に指定し、市民の生活環境の保全に努めている。

ア 自転車等駐車場設置状況

本年4月1日現在の収容台数は、6,767台となっており、J R各駅周辺での駐輪需要に対処している。

（ア）有料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
秋田駅西地下自転車駐車場	800	秋田市中通二丁目10番1号
秋田駅東自転車等駐車場	2,650	秋田市東通仲町4番3号

(イ) 無料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
牛島駅東自転車等駐車場	147	秋田市牛島西一丁目312番3および537番2
牛島駅西自転車等駐車場	46	秋田市牛島西一丁目308番3および699番
新屋駅前自転車等駐車場	489	秋田市新屋扇町3番3
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	86	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林23番7
下浜駅前自転車等駐車場	53	秋田市下浜羽川字下野1番107
追分駅前自転車等駐車場	501	秋田市金足追分字海老穴216番6
追分駅東自転車等駐車場	196	秋田市金足追分字海老穴257番6
土崎駅前自転車等駐車場	314	秋田市土崎港中央六丁目375番38、83番17および83番19
土崎図書館前自転車等駐車場	332	秋田市土崎港中央六丁目375番12および375番13
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	581	秋田市土崎港北一丁目87番6および79番1
上飯島駅自転車等駐車場	182	秋田市飯島鼠田一丁目86番3
大張野駅自転車等駐車場	10	秋田市河辺神内字四国14番3
アトリオン広場地下自転車駐車場	260	秋田市中通二丁目3番27号
四ツ小屋駅東自転車等駐車場	120	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林62番6および61番2

イ 令和元年度撤去実施状況

秋田駅周辺の自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車等の状況

(ア) 警告札付け 自転車 2,001台

(イ) 整理移動 自転車 257台

(ウ) 引き取り 自転車 156台

(4) 違法駐車等の防止対策

「秋田市違法駐車等の防止に関する条例」により、秋田駅前周辺を違法駐車防止重点地域に指定し、交通の妨げや交通事故の原因ともなる違法駐車等を防止し、快適な交通環境と市民の安全な生活環境の整備と保全に努めている。

